

令和2年度



社会福祉法人南房総市社会福祉協議会

事業計画書



南房総市社協マスコットキャラクター

みなみん

社会福祉法人南房総市社会福祉協議会事業計画

1 事業方針

南房総市では少子高齢化が更に高まり高齢化率は44.9%を超え、単身世帯、高齢者世帯の増加、また生活様式が多様化することなどにより、生活の困難世帯や社会的孤立にある人などが増加しており、更に昨年が発生した台風や大雨による災害で被災をされた方々も多く、支援が必要な方々への様々な生活課題や要望（ニーズ）に対応する福祉サービスが求められています。

そこで南房総市社会福祉協議会では、誰もが役割を持ち住み慣れた地域で暮らす「地域共生社会の実現」に向けた取り組みとして、地域住民同士ささえあいながら生活できる地域づくりを目指し、地域包括ケアシステムの構築に向けたさまざまな住民相互のささえあい活動の取り組みを推進してきました。

そのような中、昨年行政計画である「地域福祉計画」と住民の福祉の行動計画でもある「地域福祉活動計画」が策定されました。

今年度は、この計画について住民に広く周知を図るとともに、住民の方々の意見を反映した地域福祉活動計画に基づいた事業を展開し、住民自らが主体となり地域の福祉活動に参加し地域に根差した活動の展開が図られるよう、取り組みを進めます。

また、併せて社会福祉協議会の専門性を生かした個別の支援を行い、各福祉の関係機関と連携・協働して包括的な相談支援の体制づくりを進めます。

そして、より多くのささえあい、たすけあい活動の担い手を増やし、住民・専門職など分野を超え多機関と「つながり」を軸とした連携・協働のもと、「互いにささえあい、誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指し、地域の課題解決に向けた取り組みを推進します。

2 重点施策

(1) 地域福祉の推進

それぞれの地域の特性を活かした住民相互によるささえあいを支援する「ささえあいネットワーク南房総（協議体）」の取り組みは、5年目を迎えます。

各地区では、移動の問題や居場所づくり、また見守りや担い手の確保など、それぞれの課題解決を図るため、創意工夫をしながら「住民相互のささえあい活動」が進められ、徐々にその成果も見え始めており、更にこのささえあい活動が地域に根差した活動となるよう今年度も引き続き推進します。

また地域福祉活動を推進する地区社会福祉協議会は、今、委員の後継者問題やなり手不足などの課題が挙げられています。

今年度は、その組織体制について見直しを図るため、地区社会福祉協議会連絡

会において地区の社会福祉協議会の組織再編に向け検討し、ささえあいネットワーク南房総（協議体）と連携し地域の課題解決に向けた取り組みにより地域の活性化が図られるよう活動を支援します。

生活上の問題や住民間のトラブルなどの解消を図り、住民が安定した生活を送れるよう開設する無料法律相談は、今までに実施してきたアンケートの「相談時間を長くして欲しい」との要望に応え、相談時間延長の改善を図り、相談者が利用しやすいよう実施します。

昨年度南房総市において大規模な災害が発生し、停電や断水などライフラインが途絶え「正確で細かな情報が伝わらなかった」という課題が挙げられました。

一方で、災害時には SNS を活用した情報提供が有効であったことから、災害時に迅速に正確な情報提供ができるよう更にホームページ、フェイスブック、ツイッターなど SNS を利用した情報発信に努めるとともに、広報紙もより情報発信を重視した紙面づくりに努め、住民の方々が福祉サービスを有効に利用できるよう取り組みます。

（２）高齢者等の日常生活の支援

今日、公共交通機関の空白がますます進む南房総市において、高齢者や障がいのある方の「移動の問題」は重要な地域課題の一つです。今年度からスタートする地域福祉計画・地域福祉活動計画においても、重点施策に位置付けられています。

そこで、その課題を解決するべく公共交通の空白を補完するサービスとして、高齢者や障がいのある方の医療機関への通院や買い物等の支援をする「移送サービス（交通空白地有償運送サービス）」や「福祉車両貸出事業」は、より安全性を高め、利用される方々の社会参加と自立に向けたサービスの提供に努めます。また、移動手段の確保だけにとらわれず、買い物等の支援は、ささえあいネットワーク南房総の中で協議が進められている、移動販売や宅配等、様々な方法を取り入れ在宅生活に必要なサービスを検討していきます。

身近な場所で住民同士交流する場である「サロン」は、高齢者や障がいのある方等の閉じこもりを予防するだけでなく、災害時には安否確認や困りごとの相談場所として機能し、癒しや心の拠り所になりました。そこで、更に地域の中で人々が安心して集える「居場所づくり」の普及に努めます。

また、高齢者や障がいのある方々への日常生活の困りごとや家事をお手伝いする有償の生活援助サービス「みなみんおたすけサービス」は、思った以上に利用者は増えていませんが、住民相互の「ささえあい・たすけあいの活動」として不可欠なサービスであると思われます。昨年度本会が実施してきた訪問介護サービスが終了したこともあり、それに代わるサービスとして、今後も引き続き周知に努め、利用者、サポーター（協力者）を増やしサービスの充実を図ります。

また、地域福祉計画・地域福祉活動計画では、住民の方々からのご意見から「福

社総合相談窓口の設置」を目指しており、本会も社協の専門性を生かした個別支援として、生活困難な支援世帯への自立に向け支援する「生活困窮者自立支援事業」や、判断能力の不十分な方が適切な福祉サービスを利用できるよう支援する「日常生活自立支援事業」の更なる体制整備を図り、民生委員や専門の関係機関と連携しながら、包括的な相談体制の構築に努めます。

現在、生活困窮者自立支援事業では、自立相談支援事業と併せ、個別に家計を見直し生活の立て直しを支援する家計改善支援事業を実施するとともに、昨年度からは、新たに就労準備支援事業として、生活困難者の就労について相談支援員が相談者に寄り添いながら、働きたい意欲と継続的に働くための自立に向けた支援に取り組んでおり、更に個々の相談体制の充実を図ります。

「日常生活自立支援事業」では、利用者一人一人の生活に合わせた課題を受け止めながら安心して在宅生活が送れるよう支援に努めるとともに、生活支援員の増員や養成に積極的に取り組み、より専門的な支援が行えるよう相談援助技術の向上を目指します。

令和元年度には館山市、鴨川市、南房総市、および鋸南町の3市1町で安房地域権利擁護推進センター（中核機関）が開設され、本会も協力機関として取り組んでいます。日常生活自立支援事業の利用者が更に判断能力が低下した場合に、成年後見制度の利用ができるよう安房地域権利擁護推進センターへ相談をつなぎ、利用者やその家族がとぎれることなく支援を受けることで安心して在宅生活を送ることができるよう支援します。

(3) 在宅生活を支援する資金の貸付

生活困窮者自立支援や日常生活自立支援を実施する中で、福祉資金の貸付は、支援を必要とする世帯の自立した生活への糸口となる重要なサービスとなっています。生計が困難な高齢者世帯や障がいのある方の世帯などに経済的自立と生活安定を目指すため、本会独自の「福祉資金貸付」や県社協の受託事業である「生活福祉資金」等の貸付を行います。本会独自の「福祉資金貸付」については、貸付対象者に生活困難な世帯も加え、緊急的に支援が必要な方に迅速かつ柔軟に対応できるよう、改善を図っています。

今年度も関係機関、民生児童委員との相互の連携のもとで、資金貸付だけではなく様々な生活支援サービスと併せ、自立生活につながるよう柔軟な対応と効果的な運営に取り組めます。

(4) ボランティア活動の支援

住民主体のささえあい活動を推進する上で、ボランティア活動は地域を支える大きな力となっています。そこで、円滑なボランティア活動を推進するためボランティアコーディネーターを配置するとともに、各種ボランティアの養成講座を開催し、ささえあい活動の担い手となるサポーター（ボランティア）増員に努め

ます。

また、これからの福祉を担う子ども達への福祉教育の支援として、小・中学生を対象とした車椅子、高齢者擬似体験などの「福祉体験講座」や「ボランティアスクール」を開催し、若年層のボランティア養成に努めます。

今年度も各講座では、それぞれの内容の充実を図り、日ごろの活動に生かしながらボランティアが楽しく生きがいをもって取り組めるよう開催します。

昨年度、台風や大雨による災害が発生し、当会としては初めてとなる災害ボランティアセンターを開設し、被災した家屋の屋根上のブルーシート展張や瓦礫の撤去運搬などを行うため、ボランティアを派遣し被災者支援のため運営を行ってきましたが、運営にあたり行政との連携の在り方やボランティアの受け入れ方法、被災された方々の要望（ニーズ）の把握や被災状況の収束に向けた災害ボランティアセンター閉所の時期の見極めなど多くの課題も残りました。

そこで今年度はその課題を検証し、災害ボランティアセンター運営マニュアルを見直し災害時に協力していただくボランティアの確保に努め、災害が起きた時に迅速に災害ボランティアセンターを開設し運営できるよう備えます。

(5) 共同募金運動の推進

福祉活動の資金確保が年々厳しくなる現状の中で、共同募金は地域福祉活動を進めるための有用な資金となっています。

そこで、今年度も赤い羽根協力店の開拓や街頭募金の実施などと併せ、広報啓発を広く行い運動を盛り上げます。また配分金は、地域の皆様の福祉ニーズに反映できるよう十分に検討し適切な配分に努めます。

(6) 社会福祉協議会の活動基盤整備

社協事業を効果的に実施するため民間法人としての自主性・創造性を発揮し、ボランティアや福祉諸団体と連携、協働のなか活動の基盤をつくり、地域福祉の発展に努めます。また、コミュニティソーシャルワーカーでもある生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）はさらに専門職としての資質向上のため社会福祉士などの資格取得を目指し、年々増加する生活課題に対し柔軟に対応できるよう努めるとともに、地域の方々からも生活支援コーディネーターを養成し住民と協働した福祉のまちづくりに努めます。

今年度からスタートした「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」について広く住民に周知するとともに、計画に基づき官民共同による住民が主体となる地域福祉活動が展開されるよう努めます。

今後、将来を見据えた計画的な社協活動の展開を目指し、事務局体制を根本的に見直すとともに、定期的に各事業の実績評価を行い、また社会福祉法人という公益性を持った組織としてガバナンス強化に努めます。

3 実施事務事業

1 地域福祉の推進

(1) 地域福祉ネットワーク事業

- ① 地区社会福祉協議会の活動支援
- ② ささえあいネットワーク南房総（協議体）の活動支援
- ③ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

(2) 地域生活支援事業

- ④ 敬老事業
- ⑤ 福祉団体支援
- ⑥ 福祉施設の運営（公益事業）
- ⑦ 法律相談事業
- ⑧ 応急援護資金交付事業
- ⑨ ひとり親家庭等家賃助成金給付事業



(3) 広報啓発事業

- ⑩ 広報啓発
- ⑪ 社会福祉大会

(4) 福祉活動支援事業

- ⑫ 福祉教育の推進
- ⑬ 子育て活動支援



2 高齢者等の日常生活の支援

(1) 在宅福祉支援事業

- ① ふれあいの居場所づくり支援事業
- ② ふれあいランチサービス事業
- ③ 紙おむつ給付事業
- ④ 交通空白地有償運送事業（ボランティア移送サービス）
- ⑤ 有償生活援サービス（みなみん・おたすけサービス）
- ⑥ 福祉車両・福祉機器貸出事業
- ⑦ 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）
- ⑧ 安房地域権利擁護推進センターへの協力
- ⑨ 生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業
- ⑩ 福祉機器リサイクル事業



3 在宅生活を支援する資金の貸付

(1) 資金貸付事業

- ① 福祉資金貸付事業（市社協）
- ② 生活福祉資金貸付事業（県社協）



4 ボランティア活動の支援

(1) ボランティア活動支援事業

- ① ボランティア連絡協議会の運営
- ② ボランティア・市民活動センターの整備
- ③ ボランティア養成講座
- ④ 災害ボランティアセンター運営（立上げ準備）
- ⑤ ボランティア活動助成事業



5 共同募金運動の推進

(1) 共同募金事業

- ① 赤い羽根共同募金
- ② 歳末たすけあい運動
- ③ 災害義援金募集



6 社会福祉協議会の活動基盤整備

(1) 社協活動活性化事業

- ① 事務局体制の充実
- ② 会員募集
- ③ 役職員研修
- ④ 財産・人事管理
- ⑤ 福祉基金の造成
- ⑥ 福祉サービス苦情解決と情報の公開
- ⑦ 地域福祉活動計画に基づく活動の実施



4 主な事業の説明

(1) 地域福祉の推進

実施事項目的及び概要	主な事業等
<p>1. 地区社会福祉協議会の活動支援</p> <p>市内16地区に設置された地区社協が、交流会や会食会を通し、ささえあいネットワーク南房総（協議体）と連携を図り、ささえあいたすけあいの活動を実施する。</p> <p>令和2年度は、委員の後継者問題やなり手不足の課題を解消するため、各地区社協の組織の体制の在り方を見直すための準備期間とし、令和3年度に協議体に合わせ地区社協活動が実施できるよう織再編を目指し、地区社会福祉協議会連絡会において情報交換や連絡調整を行い、今後の方針を検討する。</p>	<p>(1) 地区社会福祉協議会への活動支援</p> <p>(2) 地区社会福祉協議会連絡会の支援</p> <p>(3) 地区社会福祉協議会の組織体制の整備</p>

<p>2. ささえあいネットワーク南房総（協議体）の活動支援</p> <p>地域の困りごとや福祉のニーズに対し、住民が主体となり福祉関係者や福祉分野以外の方々との協働により地域のあり方や課題解決に向けた取り組みの自主的組織づくりを目指す。</p>	<p>[市からの受託]</p> <p>(1) 7地区にささえあいネットワーク南房総（協議体）・生活支援コーディネーターを配置し活動を支援</p>
<p>3. 生活支援コーディネーターの配置</p> <p>地域の福祉ニーズを把握、ささえあいネットワーク南房総（協議体）と協力し資源開発やネットワークづくりを進め、生活支援・介護予防の基盤整備に向けたコーディネートを行う。</p>	<p>[市からの受託]</p> <p>(1) ささえあいネットワーク南房総（協議体）の支援</p> <p>(2) 福祉ニーズの把握</p> <p>(3) 地域資源開発と生活支援、介護予防基盤整備に向けたコーディネート</p> <p>(4) 生活支援コーディネーターの養成と増員</p>
<p>4. 敬老事業</p> <p>高齢者に敬意と祝意を表し、長寿と生きがいの増進を図る。</p>	<p>(1) 結婚50周年記念品贈呈 [10月]</p> <p>(2) 市との連携</p> <p>※結婚50周年記念品贈呈式は行わず、記念品をお届けする事業にスタイルを変更</p> <p>※敬老演芸大会はシニアクラブで運営</p>
<p>5. 福祉団体支援</p> <p>当事者団体や制度ボランティア団体の事務局として活動を支援する。楽しみや生きがいを見出せるようサポートするとともに、自主運営ができるように支援する。また、団体の高齢化やなり手不足を解消するため、役員の負担軽減を図りながら、団体運営が継続して行えるようサポートする。</p>	<p>(1) 老人クラブ、心身障害者（児）福祉会、ひとり親福祉会、遺族会の事務局</p> <p>(2) 民生児童委員協議会の事務局</p>
<p>6. 福祉施設の運営（公益事業）</p> <p>市内の社会福祉施設（浴場等）の指定管理委託並びに管理委託を受け、施設の有効活用・利用促進と適正管理を行い住民福祉の向上を図る。</p>	<p>[市からの指定管理受託]</p> <p>(1) ちくら介護予防センターゆらり</p> <p>[市から管理受託]</p> <p>(2) 和田地域福祉センターやすらぎ</p>
<p>7. 法律相談事業〈別表1〉</p> <p>法律に関する専門的な相談を司法書士が無料で受付け、生活上の問題や住民間のトラブルなどの解決に向け、住民が安定した生活が送れるよう支援する。</p>	<p>(1) 相談所の開設 1人40分 定員6名 司法書士が交代で毎月1回地区を巡回、電話にて予約受付</p> <p>※弁護士への相談は、他機関の相談を紹介</p> <p>(2) 関係機関及び他の相談事業との連絡調整</p>
<p>8. 応急援護資金交付事業</p> <p>火災、風水害等の被災者に見舞金を交付し、被災者の当面の経済的負担を軽減し少しでも早い日常生活が送れるよう支援を行う。 (全焼・全壊 100,000円 半焼・半壊 50,000円 床上浸水 5,000円)</p>	<p>(1) 被災状況の調査</p> <p>(2) 災害見舞金の交付</p> <p>(3) 市との連絡調整</p> <p>※災害救助法等が適用となる災害の場合は、本事業の対象とはしない</p>
<p>9. ひとり親家庭等家賃助成金給付事業</p> <p>新たに民間アパート等に居住しようとするひとり親家庭等に対し、支度金及び家賃の一部を補助し、経済的負担軽減を図り自立した生活が送れるよう支援する。 (入居支度金 30,000円 家賃助成金 10,000円 12か月分)</p>	<p>(1) 対象家庭の調査</p> <p>(2) 入居支度金、家賃手当の助成給付月 [7月11月3月]</p>

<p>10. 広報啓発</p> <p>社協を紹介するホームページの運営やパンフレット・広報紙の発行・マスコットキャラクターを効果的に活用し、福祉に関する情報を市民へ提供する。</p> <p>地域福祉活動が積極的に展開できるようまた、災害時には迅速な情報をリアルタイムで発信できるよう、フェイスブックやツイッターなどの SNS を利用し福祉情報やボランティア情報の提供に努める。</p>	<p>(1) ホームページの運営</p> <p>(2) ツイッター・フェイスブックによる情報の提供</p> <p>(3) 広報紙「てんだあ」発行 〔年3回 7月・11月・3月〕</p>
<p>11. 社会福祉大会</p> <p>地域福祉に功績のあった方々に感謝の意を表する機会とし、また大会を通して地域福祉について住民同士がともに集い情報を共有することで南房総市の地域福祉の向上を目指す。</p>	<p>(1) 福祉功労者の表彰 [11月]</p> <p>(2) 大会宣言</p> <p>(3) 記念講演</p> <p>(4) 福祉作文の発表</p>
<p>12. 福祉教育の推進</p> <p>福祉教育に関する支援を行うため小・中学校へ教育助成金を交付する。また学校と連携しサマーボランティアスクールや福祉体験講座の開催、また福祉作文を募集することで子供たちに思いやりの心を育んでもらうと共に福祉への理解を深めてもらう。</p>	<p>(1) 福祉教育助成金の交付</p> <p>(2) 福祉体験講座の受入れ 〔高齢者疑似体験・手話・車いす操作・ガイドヘルプ〕</p> <p>(3) 福祉資材の貸出し</p> <p>(4) 福祉作文の募集</p> <p>(5) ボランティアスクールの開講</p>
<p>13. 子育て活動支援</p> <p>少子高齢化への対策の一環として、子育て環境の充実を支援する。</p>	<p>〔市からの受託〕</p> <p>(1) 学童保育指導職員の派遣</p>

(2) 高齢者等の日常生活の支援

実施事項目的及び概要	主な事業等
<p>1. ふれあいの居場所づくり支援事業</p> <p>身近な地域において誰もが集う場としてサロンを実施するための助成金を交付する。高齢者等の閉じこもりを予防し、住民相互の交流を通じてささえあい活動を広げ、介護予防の促進を図る。</p>	<p>(1) ふれあいの居場所づくり支援事業助成</p> <p>(2) サービスに関する広報啓発</p>
<p>2. ふれあいランチサービス事業</p> <p>毎月1回ボランティアによりお弁当（無料）を宅配し、単身高齢者と地域の方々とのふれあいを図り、健康・安否確認を行うとともに、緊急時に地域で助け合いができるような支援体制づくりに努める。</p>	<p>(1) ふれあいランチサービス 〔無料で毎月1回、7地区単位で実施〕</p> <p>(2) 給食ボランティア衛生講座開催</p> <p>※給食ボランティアの調理講習は、市ボランティア連絡協議会で実施</p>
<p>3. 紙おむつ給付事業</p> <p>一日中ベット上で過ごされ介護の必要な要介護3・4・5の方、重度心身障害者、精神障害保険福祉手帳及び療育手帳をお持ちの方、又は非課税世帯で65歳以上の要介護4・5に該当する方を対象に年4回紙おむつを無料配布し、在宅介護を支援する。</p>	<p>(1) 紙おむつ給付事業 〔市からの受託〕</p> <p>(2) 高齢者介護用品支給事業</p> <p>※給付月〔5月・8月・11月・2月〕</p>
<p>4. 交通空白地有償運送事業</p> <p>運転ボランティアが、高齢者や障がいのある方等の移動困難者に対し、通院や買い物等の外出を低額で提供し、社会参加と日常生活の支援を行う。</p>	<p>(1) ボランティア移送サービス事業</p> <p>(2) 運転協力者登録講習会 [随時]</p> <p>(3) 運転協力者フォローアップ講習会 〔6月・11月〕</p>

<p>5. 有償生活援助サービス 協力会員が、65歳以上の高齢者及び高齢者世帯、障がいのある方へ、日常の簡単なお手伝いとして有償の生活援助サービスを提供する。</p>	<p>(1) みなみんおたすけサービス</p>
<p>6. 福祉車両・福祉機器貸出事業 車椅子仕様車両や、車椅子などの介護機器を無料で貸出し在宅介護を支援する。</p>	<p>(1) 福祉車両の無料貸出 (2) 福祉機器（車椅子）の無料貸出</p>
<p>7. 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）〔県受託〕 高齢者や障害のある方がその人らしく地域で生活を維持できるよう福祉サービスの利用援助、財産の管理・保全、公共料金の支払い等を支援する。</p>	<p>〔県からの受託〕 (1) 訪問調査、支援計画の作成、契約 (2) 生活支援員の登録・支援 (3) 生活支援員及び専門員の研修 (4) 利用者の受付と仲介 (5) 生活保護世帯への利用料援助 (6) 市民後見人養成講座への協力 (7) 成年後見制度との連携</p>
<p>8. 安房地域権利擁護推進センターへの協力 成年後見制度の利用促進を図るため、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町の合意に基づき鴨川市社協が安房権利擁護推進センターを設置するため、センター運営の協力を行う。</p>	<p>(1) 安房地域権利擁護センター運営への協力 (2) 成年後見制度の利用促進に向けた広報啓発 (3) 多機関との連絡・調整・連携</p>
<p>9. 生活困窮者自立支援事業〔市受託〕 生活困難者の抱えている課題を分析し、そのニーズを把握。そして、個々のニーズに応じた自立支援計画を作成し、関係機関と連携調整を図りながら、就労等各種支援を継続的に行い、自立に向け支援する。</p>	<p>〔市からの受託〕 (1) 生活困窮者自立相談支援事業 (2) 家計改善支援事業 (3) 就労準備支援事業 (4) ニーズの把握、家庭訪問 (5) 対象者に対する伴走型の支援の実施 (6) 関係機関等への働きかけ、調整</p>
<p>10. 福祉機器リサイクル事業 不用な福祉機器をリサイクルして必要な方に寄贈し、資源の有効活用を図る。</p>	<p>(1) 福祉機器、車椅子・老人カーの修理リサイクル</p>

(3) 在宅生活を支援する資金の貸付

実施事項目的及び概要	主な事業等
<p>1. 福祉資金貸付事業 生活保護支給世帯又は生活困難な貸し付けが必要な支援世帯に一時的に生活費を貸し付け、民生児童委員と連携し自立更正並びに生活支援を行う。</p>	<p>(1) 市社協福祉資金の貸付事業 (2) 償還等についての適正な管理 (3) 市社会福祉課との連携 (4) 民生児童委員との連絡・調整</p>
<p>2. 生活福祉資金貸付事業〔県受託〕 高齢者、障害者及びその家族に県社協の福祉資金を貸付けることにより世帯の生活安定を図る。</p>	<p>〔県からの受託〕 (1) 県生活福祉資金の紹介と受付 (2) 償還等についての適正な管理 (3) 民生委員との連絡・調整</p>

(4) ボランティア活動の支援

実施事項目的及び概要	主な事業等
<p>1. ボランティア連絡協議会の運営</p> <p>市内のボランティア団体が、相互交流、親ばく並びにボランティア活動を通じて社会福祉の向上の充実を図るとともにボランティア活動の活性化を図る。</p>	<p>(1) ボランティア連絡会の運営支援 (2) 福祉イベントの協力 (3) ボランティアまつりの開催 (4) 調理講習会</p>
<p>2. ボランティア・市民活動センターの整備</p> <p>ボランティアや市民の福祉活動の拠点にコーディネーターを配置し、ボランティア希望者とのコーディネートを実施。多様化するボランティア活動がスムーズに行われるよう環境を整える。</p>	<p>(1) ボランティアの相談や登録及び斡旋、募集及び養成 (2) ボランティア保険の加入 (3) ボランティア助成金の交付 (4) ボランティア活動資材の整備と貸出 (5) ボランティア相互の連絡調整 (6) ボランティア情報の収集と提供 (7) ボランティアコーディネーターの配置</p>
<p>3. ボランティア養成講座</p> <p>ボランティア活動に関心を持つ方に、活動に関する知識を身につけていただくため各種講座を開催する。又、ボランティア活動に関する情報提供に努めるとともに活動を通し、生きがいつくりにつなげ、担い手となるボランティアの増員を図る。</p>	<p>(1) 生活支援担い手養成講座〔7月・10月〕 (2) 災害ボランティア養成講座〔8月〕 (3) サマーボランティアスクール〔8月〕 (4) 関係機関との連携</p>
<p>4. 災害ボランティアセンター運営</p> <p>災害ボランティア活動の情報収集に努め、各関係機関と連携し、災害時に迅速に災害ボランティアセンターの設置及び運営ができるよう支援体制の整備を図る。</p>	<p>(1) 災害時に即応できる体制の整備 (2) 災害ボランティアセンター運営マニュアルの確認、検証 (3) 災害ボランティア登録者の活動支援 (4) 災害ボランティアセンター設置運営訓練〔1月〕 (5) 関係機関との連携</p>
<p>5. ボランティア活動助成事業</p> <p>ボランティアセンターに登録されている団体の運営に関する経費を助成する。</p>	<p>(1) ボランティア団体活動費の助成</p>

(5) 共同募金運動の推進

実施事項目的及び概要	主な事業等
<p>1. 赤い羽根共同募金</p> <p>10月1日から3月31日まで全国一斉に行われる赤い羽根共同募金運動を展開し、地域福祉活動費の確保に努める。</p>	<p>(1) 募金活動の推進（赤い羽根） (2) 夏休み募金箱制作のワークショップ開催 ※募金箱コンクールを見直し、参加型の募金箱制作のワークショップを行い、赤い羽根共同募金運動の啓発を図る</p>
<p>2. 歳末たすけあい運動</p> <p>12月1日から12月31日まで行われる運動で寄せられた募金を市内の要支援者や福祉施設に配分し「あったかいお正月」を迎えられるよう支援する。</p>	<p>(1) 募金運動の推進（歳末たすけあい） (2) 配分委員会の開催 (3) 要支援者や福祉施設の調査 (4) 街頭募金の実施 (5) 民生委員との連絡調整</p>

<p>3. 災害義援金募集 広域的災害に対し義援金を受付け、被災地の災害復旧や被災者の支援を行う。</p>	<p>(1) 災害義援金募集の広報と受付</p>
--	--------------------------

(6) 社会福祉協議会の活動基盤整備

実施事項目的及び概要	主な事業等
<p>1. 事務局体制の充実 社会福祉協議会を発展、強化するため、地域事業については支所機能の充実を図り福祉サポートセンターにて住民の相談や要望を的確に把握し対応していく。</p>	<p>(1) 支所機能の充実 (2) コミュニティソーシャルワーカーを生活支援コーディネーターとして配置、相談体制の強化を図る (3) 将来を見据えた社協体制を検討、福祉サポートセンターの在り方を協議 (4) ガバナンス強化</p>
<p>2. 会員募集 社協会員の加入促進を図り、自主財源を確保し、地域に即した独自の福祉事業の振興を図る。</p>	<p>(1) 会員募集活動の推進</p>
<p>3. 役職員研修 自主的研修や、県、地域主催の研修会に積極的に参加し、役職員の資質向上を図る。</p>	<p>(1) 事業別研修会開催 (2) 各種研修への参加</p>
<p>4. 財産・人事管理 迅速で適正な財務会計・税務処理また人事管理を行い、活動財源の有効運用や節減を進める。</p>	<p>(1) 財務研修等への参加 (2) 適正な人事管理体制の整備 (3) 市からの職員派遣</p>
<p>5. 福祉基金の造成 社協に寄せられた寄附を積立て、その果実により社協活動の財源確保を図る。</p>	<p>(1) 福祉振興基金の運用 (2) ボランティア基金の運用 (3) 災害対策基金の運用</p>
<p>6. 福祉サービス苦情解決と情報の公開 社協事業や福祉サービスにおける苦情解決の仕組みを整備するとともに、情報の公開を行い、利用者の権利を擁護し、福祉サービスの適切な利用を支援するとともに、本会における福祉サービス等の適正と信頼を確保する。</p>	<p>(1) 責任者、担当者及び第三者委員の配置 (2) 苦情への迅速な対応 (3) 介護サービス情報調査への協力</p>
<p>7. 地域福祉活動計画に基づく活動の実施 社会福祉協議会の活動指針ともなる市の地域福祉計画が作成され、今年度は広く住民に周知を図るとともに、計画に基づき、活動を実施する。活動を実施した結果を把握し、分析し考察するとともに、計画の目標や活動などの見直しを行う。</p>	<p>(1) 地域福祉活動計画の周知 (2) 地域福祉活動計画に基づく活動の実施 (3) 活動の結果を把握・分析し考察する (4) 考察に基づき、計画の目標や活動の見直しを図る</p>

○法律相談開設予定日 (別表1)

開設日	開設場所	開設時間
令和2年 4月 9日 (木)	和田地域福祉センターやすらぎ	午後1時 ～ 午後5時
5月14日 (木)	三芳農村環境改善センター	
6月11日 (木)	丸山公民館	
7月 9日 (木)	富山ふれあいコミュニティセンター	
8月13日 (木)	白浜コミュニティセンター	
9月10日 (木)	とみうら元気倶楽部	
10月 8日 (木)	ちくら介護予防センターゆらり	
11月12日 (木)	丸山公民館	
12月10日 (木)	三芳農村環境改善センター	
令和3年 1月14日 (木)	和田地域福祉センターやすらぎ	
2月18日 (木)	富山ふれあいコミュニティセンター	
3月11日 (木)	白浜コミュニティセンター	

- ・担当相談員は司法書士。
- ・相談は無料、1人40分間、1回の定員は6名まで。
- ・相談希望者は、事前に電話予約にて受け付ける。





令和2年度年間の主な行事予定案

月	社会福祉協議会の行事	関係団体の行事
4月	会員募集	市民生委員児童委員協議会総会 心身障害者（児）福祉会総会
5月	理事会 定期監査 移送サービス安全運転者講習会（新規）	市遺族会総会 黒潮シニアクラブ市老連総会 市ボランティア連絡協議会総会 ひとり親福祉会総会
6月	定時評議員会 移送サービス安全運転者講習会（フォローアップ）	地区社会福祉協議会連絡会
7月	生活支援担い手養成講座（基礎） 広報紙てんだあ発行	
8月	サマーボランティアスクール 災害ボランティア養成講座	市遺族会全国戦没者追悼式
9月	理事会 福祉まつり（ボランティアまつり） 事業評価・予算審議	黒潮シニアクラブ敬老演芸大会
10月	赤い羽根共同募金運動（10/1～3/31） 結婚50周年祝賀事業（記念品贈呈） 生活支援担い手養成講座（フォローアップ） ささえあいネットワーク中間報告会	市遺族会第3ブロック大会 千葉県戦没者追悼式 地区社会福祉協議会連絡会
11月	南房総市社会福祉大会 広報紙てんだあ発行 移送サービス安全運転者講習会 （フォローアップ）	南房総市戦没者追悼式
12月	歳末たすけあい運動（12/1～12/31） 街頭募金運動	
1月	理事会 災害ボランティアセンター立上げ訓練	市遺族会合同幹部研修会
2月		市民児協全員研修会
3月	理事会 評議員会 ささえあいネットワーク報告会 広報紙てんだあ発行	地区社会福祉協議会連絡会



南房総市社協マスコットキャラクター

みなみん